

事業主の皆様へ

『働き方改革』個別相談会を開催します!!

東京働き方改革推進支援センター

(公益社団法人東京労働基準協会連合会 受託)

働き方改革関連法が施行されることを受けて、「東京働き方改革推進支援センター」(公益社団法人東京労働基準協会連合会が東京労働局から受託)では、働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見直し、就業規則の作成方法、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』、『賃金引上げ』に関する様々なご相談に無料で対応します。

日 時：平成31年2月21日(木) 9時00分～16時00分

場 所：中労基協ビル4階ホール 東京都千代田区二番町9-8 (案内図を参照して下さい)

(交通機関：JR四ツ谷駅下車麴町口徒歩8分 有楽町線麴町駅下車4番又は5番出口4分)

申込方法：裏面の個別相談申込書に必要事項を記載していただき、1月末日までにFAXによりお申し込みください。(FAX：03-6380-8405)

費 用：無料

そ の 他：ご相談に必要と思われる書類(就業規則等)がありましたらご持参ください。

問合せ先：(公社)東京労働基準協会連合会 (TEL：03-6380-8305 担当：村田)

働き方改革関連法が平成31年4月1日から順次施行されます

◎時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)、を限度に設定する必要があります。

◎年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

◎不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。